

BELS 評価料金減免のお知らせ

一般社団法人住宅性能評価・表示協会が実施する「平成 28 年度 BELS 評価機関に対する評価支援事業」の補助を受け、当社は BELS 取得申請事業者に対して評価料の減免をおこないます。

【減免の対象】

当社が実施したBELS評価に係る評価料とし、以下を条件とします。

① BELS取得申請事業者がBELS取得に係る評価料に対して、本事業とは別に他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)等を受けている場合又は受ける見込みのある場合は、補助の対象とならない。なお、地方公共団体等の補助金等との併用については、国庫補助が含まれていない場合は併用が可能である。他の補助金との併用を検討する際は、補助対象や補助の条件について地方公共団体等に確認すること。

② BELSの評価料に対する補助は、当社で定めた定価に対する実費全額補助とする。

但し、補助額の上限は建物用途及び用いた評価手法等に応じ表-1～表-2のとおりとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とし、補助対象費用は、消費税等を除いた額とする。また、補助金は消費税の対象とならない不課税扱いとなる。

③ BELSの評価料に対する補助は、支店等を含む同一のBELS評価機関において、BELS取得申請事業者1社当り5件を上限とする。

※同一住棟内にある住戸の申請は、複数住戸に対する評価であっても1件とみなします。

【減免の上限】

表-1 減免の上限(住宅の場合)

建物形式	区分	減免額の上限	
		単独申請の場合	併願申請の場合
一戸建て		27,000 円	9,000 円
共同住宅 (住戸のみの評価)	基本料金	55,000 円	27,500 円
	戸当り料金	3,500 円	1,700 円
共同住宅 (建物全体の評価)	基本料金	50,000 円	30,000 円
	戸当り料金	6,000 円	3,000 円

注)

・併願申請とは、BELSの評価申請を、設計住宅性能評価や長期優良住宅認定に係る技術的審査等の申請と併せて行うことをいう。

・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表-1の額の1.5倍の額とする。

・共同住宅で「住戸のみの評価」と「建物全体の評価」の両方を行う場合の上限額は、表-1に示す「建物全体の評価」の額とする。

・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅(表-1)及び非住宅(表-2)の上限額の合計とする。

表-2 減免の上限(非住宅の場合)

用いた評価手法	減免額の上限		
	規模	ホテル等・病院等・ 集会所等	左記以外の用途
標準入力法 主要室入力法 BEST	～ 2,000 m ² 以下	180,000 円	120,000 円
	2,000 m ² 超～ 5,000 m ² 以下	250,000 円	160,000 円
	5,000 m ² 超～20,000 m ² 以下	300,000 円	200,000 円
	20,000 m ² 超～50,000 m ² 以下	520,000 円	330,000 円
	50,000 m ² 超～	750,000 円	500,000 円
モデル建物法	～ 2,000 m ² 以下	90,000 円	60,000 円
	2,000 m ² 超～ 5,000 m ² 以下	125,000 円	80,000 円
	5,000 m ² 超～20,000 m ² 以下	150,000 円	120,000 円
	20,000 m ² 超～50,000 m ² 以下	260,000 円	180,000 円
	50,000 m ² 超～	400,000 円	250,000 円

注)

- ・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表-2の額の1.5倍の額とする。
- ・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅(表-1)及び非住宅(表-2)の上限額の合計とする。

【減免対象期間】

平成 28 年 8 月 1 日(月)申請受付分から平成 29 年 2 月 28 日(火)までに評価書を交付した物件

※ただし本事業の補助金額が予算額に達した場合は途中で申請受付を終了いたします

【問い合わせ】

ユーディーアイ確認検査株式会社

推進部 関根 電話 03-3518-2201